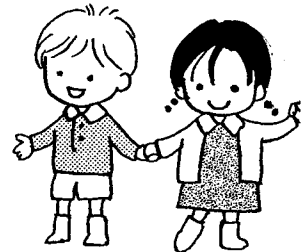


橋本市らしい地域コミュニティの形成を目指して

橋本市協働の基本指針

概要版



なぜ今、協働が必要なのか？

『花と緑のリサイクル』『災害時の自主防災組織』『竹織のまち・橋本』……、新「橋本市」が誕生してから、まちづくりに対する市民の意識は高まってきています。

しかし、市民ニーズは日々多様化・高度化しており、行政からの公共サービスだけでは市民の満足度を高めることが難しくなってきました。

地域の課題にみんなが関心を持ち、多様な担い手による柔軟な発想で、いち早く地域の実情に合った質の高い公共サービスを提供することが求められています。市民と行政がともに地域社会を支えるもの同士として、互いに持つ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組んでいく仕組みづくりが必要です。

なぜ指針を策定したのか？

市民（区・自治会やNPOなど）と行政が協力し合い、人や地域に貢献するため協働の仕組みや基本的なルールを示し、協働の理解や認識を深めていただくために指針を策定しました。

この指針をどう活用していくのか？

この指針をもとに、市民と行政が良きパートナーとなり協働を一つの手法としてまちづくりを行うために活用します。行政主導型から協働型への意識改革を市民と行政の双方が推進し、協働への取り組みと市民の満足度を高めるよう多くの成功事例を積み上げていくことが大切です。

今後この指針はどうしていくのか？

協働のあり方はさまざまです。今後の市民ニーズや市民公益活動の進捗状況と合わせ、協働の蓄積と検証により内容を見直し、成長させていきます。

平成20年3月
橋本市

指針の概要

1. 市民協働のあり方

★協働の3原則

- ① 自主・自立・対等・補完の原則
- ② 相互理解・目的共有の原則
- ③ 公正・公平・公開の原則

市民と行政が円滑かつ効果的に協働していくためには、この三つの原則を十分に理解し、常に意識して活動することが大切です。

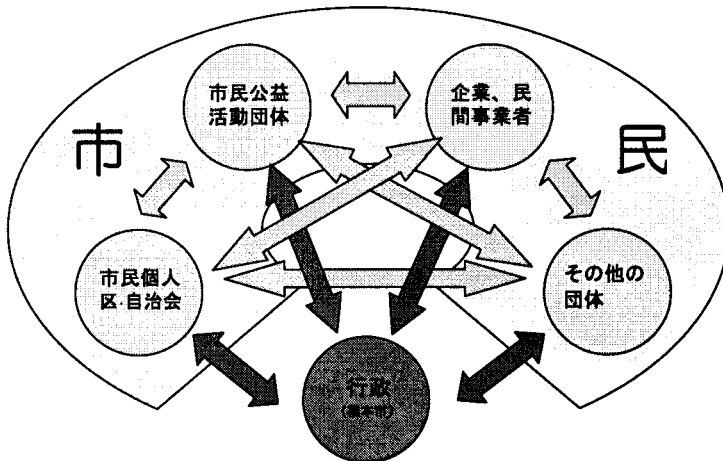
☆協働とは

「異なる環境にある主体が、課題や目的を共有し、相互を理解したうえで役割と責任を担いながら協力し合い、対等な立場で公益的な活動に取り組むこと」といえます。

現在、「協働」には多様な意味が込められ、さまざまな場面で使用されていますが、概ね上記のとおり定義付けされています。

☆市民協働とは

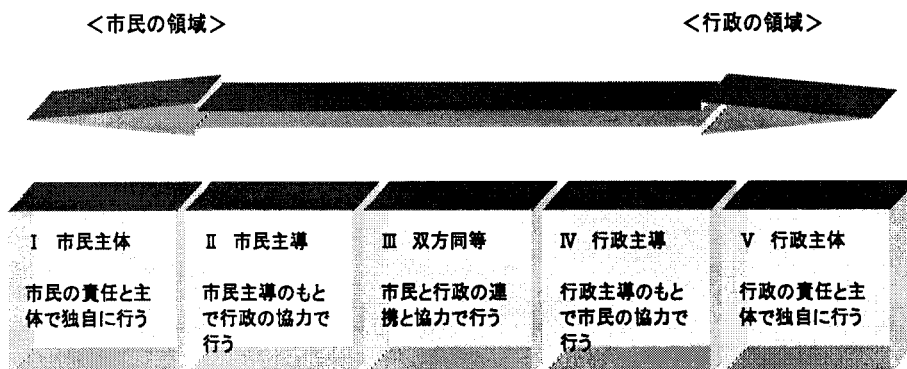
市民と行政が協働の関係にあり、地域の課題を解決することです。それらの活動を通して、新しい地域コミュニティ（地域の人々が自主性と自らの責任において住み良い地域づくりを行う共同体）を形成していくことが市民協働の目標であると考えています。



ここでいう「市民」とは、

- a. 市民個人
(本市で在住・在勤・在学している個人)
- b. 区・自治会
(区・自治会、消防団、自主防災組織など)
- c. 市民公益活動団体
(NPO、ボランティアグループなど)
- d. 企業、民間事業者
(事業所、店舗、経営者、協同組合など)
- e. その他の団体
(社会福祉法人、商工会、協議会など)

「市民協働と領域のイメージ」



市民が主体的に行う活動から行政が行う活動まで、さまざまな活動領域があります。これらの領域のうち「市民と行政が役割と責任を分担して行うことが望ましいと思われる公益的な活動領域」が、市民協働にふさわしい領域と考えられます。

★協働に期待される効果

<p>市民個人のメリット 自発的に市民公益活動に参加することにより、生きがいや自己実現の場を見出すことができます。また、行政だけでは提供できなかった質の高い公共サービスを受けることができます。</p>	<p>区・自治会のメリット 地域をあげて課題に取り組むことで、住民自治の意識が高まります。また、別の主体と連携を図ることで、子どもから高齢者までを含めた地域のセーフティネットが強化されます。</p>	<p>市民公益活動団体のメリット 培ってきた経験や知識を活かすための新たな活動の機会、実践活動の場が設けられます。また、地域社会に貢献することで活動目的や理念が認知され、活動基盤の安定化が図られます。</p>	<p>企業、民間事業者及びその他の団体のメリット 専門知識や技術を活かし地域社会に貢献することで、親しみと信頼度が上がります。また、幅広い価値観や視点を持つことで、経営形態を多様化できる可能性があります。</p>	<p>行政のメリット 市民ニーズの把握と透明性が確保され、共通認識を持って機動的に施策を展開することができます。役割分担を明確にすることでサービスの効率化、質の向上など、行政改革を図ることができます。</p>
---	--	---	---	---

2. 協働事業の進め方

現在、行政が直接行っている事業の中には市民協働で行うことによって、より柔軟で市民ニーズにあった質の高い公共サービスを提供できる場合があります。

★協働にふさわしい事業



<ul style="list-style-type: none"> ①市民が当事者性を発揮できる事業 ②きめ細かく柔軟なサービスが求められる事業 ③地域ごとの実情に合わせながら進める事業 ④特定分野において専門性が発揮できる事業 ⑤市民の創意と工夫が活かせる事業 ⑥効率的な財政運営が期待できる事業 ⑦これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業
--

★協働事業の形態

- 企画立案段階…… ①企画立案・計画策定への参画 ②事務事業の検証への参画
- 事業実施段階…… ①事業協力 ②後援 ③補助 ④共催 ⑤委託 ⑥協定 ⑦実行委員会 ⑧アドプト ⑨情報交換・提供



協働事業への視点はココ！

- 1「パートナーの特性を活かせるか」
- 2「サービスの質が高まるか」
- 3「単独で行うよりも効果があるか（相乗効果）」

★協働を進めるための役割

<p>市民個人…… 市民公益活動、社会貢献活動、地域活動への参加など</p>	<p>区・自治会…… 地域の中での組織づくり、住民同士の親睦、地域の課題解決など</p>	<p>市民公益活動団体…… 専門的知識や情報の活用、参加の機会づくり、活動の強化拡大など</p>	<p>企業、民間事業者及びその他の団体…… まちづくりへの参画、社会貢献活動のための環境づくり、地域活動への支援など</p>	<p>行政…… 協働事業の情報集約発信、職員の協働意識の高揚、生涯学習活動における取組、協働推進システムの充実、地域リーダーの養成など</p>
---	---	---	---	--

★協働への実務

協働の実施に向け、行政主導型から協働型へ運営方法を転換するには、既存事業の見直しや契約システムの研究が必要です。現在、行政が取り組んでいるさまざまな事業を整理集約し、事業計画・展開の段階で協働が可能な事業、あるいは協働がふさわしい部分を選定することが求められます。

3. 具体的な推進施策

パブリックコメント制度の活用

市民の意見などに対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見などは施策に反映し、本市としての意思決定を行うものです。

市民提案公募型事業の導入の検討

市民の先駆性・創造性あるアイデアを行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働していく手法です。

公募型補助金制度の創設の検討

市民参画型の公益活動や協働事業にふさわしい補助金制度の創設、または地域コミュニティの形成を目指した財政計画についての調査研究です。

指定管理者制度の活用

民間事業者や市民公益活動団体などの特性や専門性を活かし、施設を管理運営することです。

協働推進体制の構築

協働によるまちづくりを推進していくには、行政機構の機能充実や連絡体制の強化、庁外組織との連携、職員の意識改革が求められます。

市民公益活動の基盤づくり

多様な担い手が市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。市民公益活動の啓発や情報提供、マネジメントしていく人材の育成、資金確保への支援、活動の拠点づくり、ネットワークの促進などが必要です。

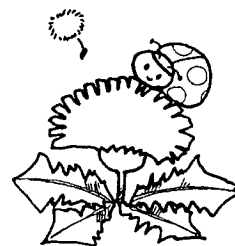
評価方法の検討

協働事業の信頼性を高め、透明性を確保するためにも市民、行政、第三者による評価を行い、その内容を公開することです。評価方法を十分に検討し、次の協働事業への企画・実施に活かすことが大切です。

橋本市協働の基本指針 策定経過

- H19. 6/7 橋本市協働の指針策定検討会 発足
6/28 第1回検討会(設置要項、指針づくりの目的と協働について)
8/7 第2回検討会(基本指針素案の検討、グループ編成)
8/28 第3回検討会(基本指針素案の検討)
9/20 第4回検討会(基本指針素案の検討、市民活動団体への意見聴取について)
11/14~H20. 1 市民活動団体への基本指針素案の事前説明会
12/1 ~21 パブリックコメントの募集
H20. 1/17~2/4 各所属長への意見聴取
2/19 第5回検討会(パブリックコメントの報告、基本指針素案の検討)
2/28 「橋本市協働の基本指針(案)」完成
3/28 市長報告 確定

「協働」を花壇づくりに例えるなら、本指針は「土づくり」です。そこにどんな種をまき、あるいは苗を植えるのか。花の種類や色などのデザインを決めるところからはじまり「協働」の花壇にいろいろな花を咲かせたいと思っています。



お問い合わせ

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市 総務部 市民安全課 市民協働係

TEL. 0736-33-1111(代) 内線1763

FAX. 0736-33-1665

Eメール: anzen@city.hashimoto.lg.jp

ホームページURL <http://www.chw.jp/>